

**令和6年度
府中中学校
いじめ防止基本方針**



**石岡市立府中中学校
(令和6年4月改訂)**

目 次

◇ はじめに	1
I いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方	1
1 いじめの定義	
2 いじめの理解	
3 基本理念	
II いじめの防止等に向けた方針	2
1 府中中学校いじめ防止基本方針の策定	
2 本校が実施する施策	
III いじめの防止等に向けた取組	4
1 学校における取組	
2 家庭における取組	
IV いじめへの対処に関する取組	5
2 学校における取組	
V 重大事態への対処	7
1 学校における取組	
VI いじめ防止対策のための組織・年間計画	9
資料 1 いじめ早期発見チェックリスト	1 1
家庭用チェックリスト	1 2
資料 2 石岡市いじめ防止等に係る関係機関(学校サポートチーム)組織図	1 3
資料 3 組織の設置イメージ	1 4
資料 4 石岡市いじめ問題対応等フロー図	1 5

◇ はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険性を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、この「いじめ防止基本方針」に基づき、教育委員会や関係機関等をはじめ、学校全体でいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいいます。以下同じ。）に取り組み、すべての教育活動において、子どもの安心・安全を確保し、学校全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会、いじめのない学校づくりを一層推進していきます。

I いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

※児童等とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

【具体的ないじめの態様の例】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

*以上はあくまで例示であり、他にも様々な態様があり得る。

2 いじめの理解

「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

3 基本理念

- (1) いじめは、全ての生徒に関係する問題であることから、いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して楽しい学校生活を送り、学校行事等を通して様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。いじめの禁止は、法第4条において次のように規定されており、共通理解を図る必要がある。

法第4条（いじめの禁止） 児童等は、いじめを行ってはならない

- (2) いじめは決して許されないことであるという認識の下、「いじめは、しない、させない、許さない」等のスローガンを生徒会活動等を通して、浸透させることが大切である。また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、教職員が十分に認識した上で、生徒に理解できるようにしなければならない。
- (3) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
- (4) 生徒の悩みを親身になって受け止めるための相談体制を整備するとともに、相談内容がいじめかどうかの判断をする場合は、あくまでもいじめを受けた生徒の立場に立つという認識によることに留意する。また、いじめの相談等においては、初めに関わった人が一人で抱え込まず、早い段階から多くの関係者に周知して組織で対応する。

II いじめの防止等に向けた方針

1 府中中学校いじめ防止基本方針の策定

本校は、石岡市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、国及び県、市のいじめ防止基本方針を踏まえながら、条例第10条に基づき、基本方針を策定するものとする。

基本方針に基づくいじめの防止等のための対策が総合的かつ効果的に進められているかについては、定期的に見直しを行い、必要に応じて基本方針及び施策の見直しを図っていく。

2 本校が実施する施策

(1) 府中中学校いじめ問題対策委員会

石岡市教育委員会及び学校長の指導の下に「府中中学校いじめ防止基本方針」に基づく対策を実効的に行うため、法第14条第3項及び条例第19条第1項の規定に基づき、「府中中学校いじめ問題対策委員会」を設置する。

本委員会は、校長、校長が任命した教頭、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、学年主任を中心に構成し、状況によってスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、学校運営協議会委員、民生委員などを委員として設置する。なお、事案に応じて柔軟に編成する。

(2) いじめの未然防止に関すること

- ア 人権感覚や意識の高揚を図るために、教職員の研修の充実を図る。
- イ 生徒が主体的に取り組む「いじめ防止フォーラム」を実施する。
- ウ いじめへの理解を深め、心の通う人間関係の構築に向けた構成的エンカウンター等の実施。
- エ スクールカウンセラー等を活用した、いじめを生まない家庭教育フォーラムの開催を推進し、いじめの防止に対する家庭の教育力向上を図る。
- オ インターネットを通じて行われるネットいじめを防止するために、メディア教育指導員等を活用した情報モラル教育の充実を図る。
- カ ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンター等を含めた人間関係づくりの能力を高めるために職員同士の連携を図る。
- キ 課題未然防止教育として、道徳教育の充実及び体験活動等の一層の推進を図り、いじめに向かわない態度・能力を育成する。
- ク 話し合い活動のルールづくりやもち方について具体例を示し、話し合い活動の活性化を図る。
- ケ 日常の教育活動を通じてすべての児童生徒の成長発達を支える「発達支持的生徒指導」の充実を図る。
- コ 児童生徒が互いに個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活を送れるような安心・安全な風土の醸成を図る。

(3) いじめの早期発見に関すること

- ア 年間計画に沿って実施する未然防止の取組が成果を上げているかどうかを点検する。
- イ いじめに関する通報及び相談等の窓口について明確にする。また、学校以外の相談機関などについても生徒、保護者、教職員等へ周知を行う。
- ウ 生徒の発するいじめのサインに気付き、早期に対応するためのチェック項目を盛り込んだ、市教育委員会作成の教員向けの「いじめ早期発見チェックリスト（石岡市）」を配布・配信し、教職員における活用の推進を図る。
- エ インターネットを通して、誹謗中傷などの書き込み等によって行われる、いわゆる「ネットいじめ」が発見された場合には、市教育委員会、警察と連携・協力して適切な対応を行う。

(4) いじめ事案への対処に関すること

ア いじめが発生した場合、教育委員会に報告し、指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の派遣要請、校内いじめ問題対策会議等への参加要請、など、支援・助言・指導を求め、いじめ問題の早期解決に努める。

イ いじめを行った子どもの保護者に対して、学校教育法第35条第1項の規定に基づき、その子どもの出席停止を命ずる等、いじめを受けた子どもやその他の子どもが安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じる。いじめを行った子どもの出席停止の措置を行ったときは、出席停止の期間における学習への支援など、教育上必要な措置を講じ、その子どもの立ち直りを支援する。

ウ 学校におけるいじめの防止等に関する研修の充実を通じた教職員の資質の向上、生徒指導に対する職員体制の整備等必要な措置を講ずる。

Ⅲ いじめの防止等に向けた取組

1 学校における取組

- (1) 児童生徒にとって、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進することが、いじめの未然防止の原点であるとの認識の下、学校を挙げていじめの防止等の対策に取り組む。
- (2) いじめ防止に視点をあてた学校経営、学級経営等は、生徒が安心して学校生活を送ることが学力向上などの教育目標の実現につながるという理念に基づき、積極的にいじめ防止指導に努める。
- (3) 校長は、年度当初に「学校いじめ防止基本方針」を策定し、年間を通じた総合的ないじめ防止のためのカリキュラムなどにより、いじめの防止等の対策に取り組む、一層の充実を図る。
- (4) 「いじめ防止対策委員会」を中心に、学校を挙げていじめ防止に取り組む。
- (5) 「いじめ防止対策委員会」に、生徒指導主事等のいじめの担当者を置き、校長の指示の下、いじめの防止等の対策の連絡、調整にあたる。
- (6) 校長は、年度当初、いじめ根絶のための宣言などを行い、そのうえで「学校いじめ防止基本方針」について、児童生徒、保護者、地域等に説明する。
- (7) 「学校いじめ防止基本方針」を具現化したポスターなどを制作し、校内に掲示し、啓発に努める。
- (8) 課題未然防止教育として、道徳教育及び体験活動等の充実を図り、いじめに向かない態度・能力の育成に努める。
- (9) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の充実を図る。
- (10) いじめの防止等の校内研修を企画し、実施する。
- (11) 生徒自身がいじめの問題について学び、主体的に考え、自らいじめの防止を訴えるような取組を実施する。

- (12) 生徒は、いじめられても抵抗できないことやいじめに遭遇しても制止できない場合が多いことに鑑み、確固とした自分の考えを主張できる生徒を育成するために授業改善などを通じた取組を実施する。
- (13) いじめ防止等の取組は、人権を守ることであり、教職員による体罰等はそれと矛盾することとらえて、教職員全員が、人権を尊重する社会づくりに向けて生徒の指導にあたる。
- (14) いじめ防止や規範意識醸成等のために法教育に取り組む。
- (15) 警察と日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築を図る。
- (16) スクールカウンセラーによる「SOS の出し方に関する教育」の授業を行う。
- (17) 「校内オンライン相談窓口」を設置する等、生徒が SOS を出しやすい環境づくりに努める。
- (18) PDCA サイクルに基づき、「学校いじめ防止基本方針」が実状に即して機能しているか適切に点検し、必要に応じて見直しを行う。
- (19) 「学校いじめ防止基本方針」をホームページなどで公開するとともに、生徒や保護者に対して年度当初や入学時に内容を説明する。

2 家庭における取組

- (1) 保護者は、子どもたちへの教育の第一義的責任を有します。保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導、その他必要な指導を行うよう努める。また、保護者は国、地方公共団体、学校設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。
- (2) いじめに関わる心配などがある場合には、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等と連携するよう努める。

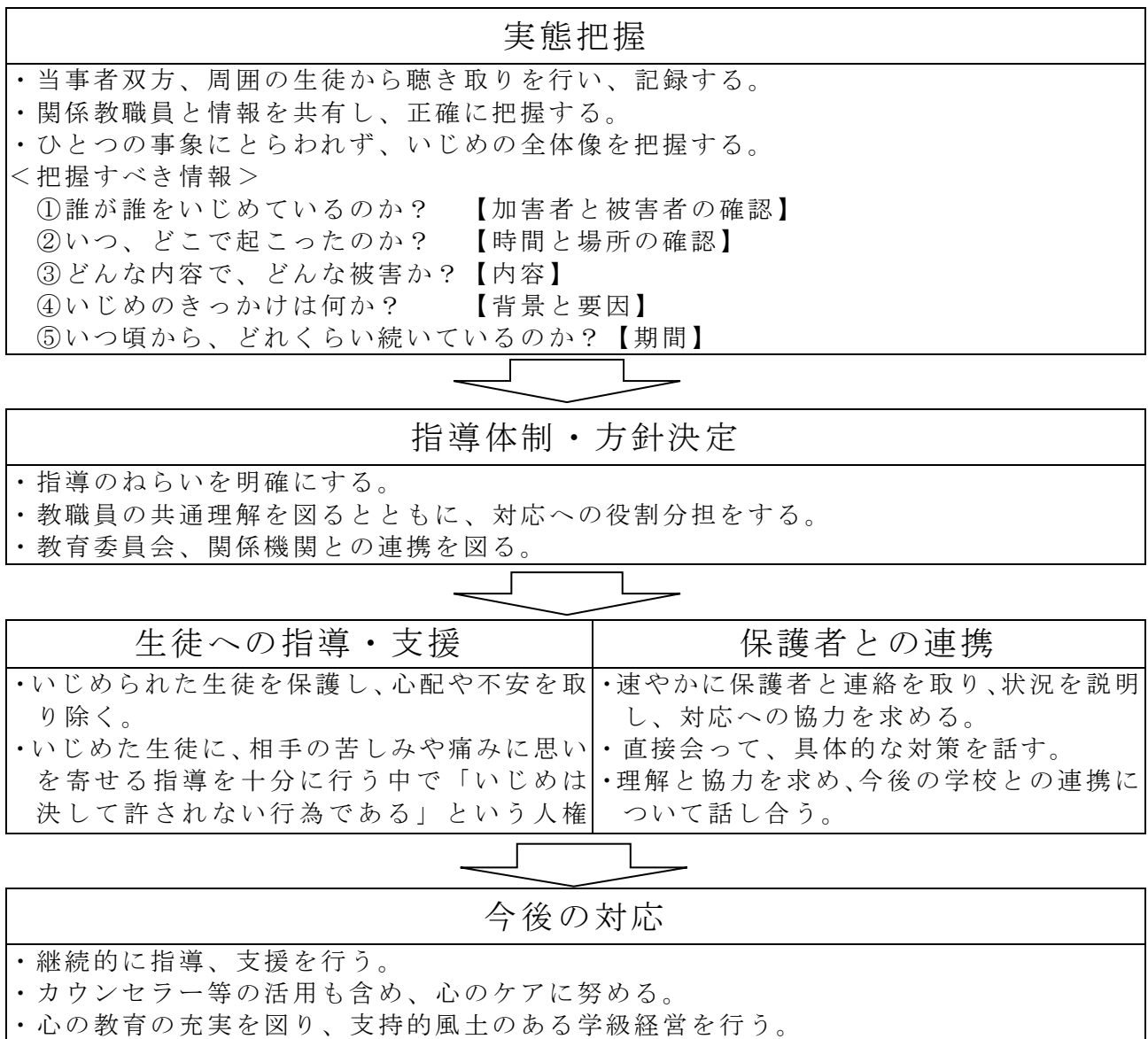
IV いじめへの対処に関する取組

1 学校における取組

- (1) 学校を挙げていじめ防止に取り組んでいるとしても、いじめは起こり得るという考えの下、対応の充実を図る。
- (2) いじめの早期発見のための定期的な調査を実施する。
- (3) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。特に、児童生徒の身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請する。
- (4) 在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無などの確認をし、その結果を教育委員会に報告する。
- (5) いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、再発を防止するため、専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒や保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

- (6) いじめを行った生徒については、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた生徒のみならず他の生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じることがある。
- (7) いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起こらないよう配慮する。
- (8) 校長及び教員は、いじめを行っている生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加えることができる。
- (9) 客観的な事実に基づいた記録を残し、指導に反映させる。

2 いじめ対応の基本的な流れ



V 重大事態への対処

1 学校における取組

(1) いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合には、いじめ対策委員会（調査班等）において、速やかに調査を行う。

(2) 重大事態が発生した際には、教育委員会を通じ、市長に報告する。

2 いじめ重大事態への対応について

※ (P) はガイドラインの対応ページ

No.	対応の段階	チェック項目
【平時の備え】		
1	学校の設置者及び学校の基本的姿勢（p2～）	<input type="checkbox"/> 基本的な姿勢を確認し、共通理解事項とする <input type="checkbox"/> 重大事態の定義と調査の目的を理解している <input type="checkbox"/> 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が適切に行われている <input type="checkbox"/> 学校いじめ対策組織やいじめ防止策は機能している
【重大事態発生時及び初期対応】		
2	重大事態を把握する（p3～） ・該当するか否かを判断するのは、学校の設置者又は学校である ・「 <u>疑い</u> 」が生じた段階で調査を開始しなければならない	<input type="checkbox"/> 設置者と学校とが情報を共有する <input type="checkbox"/> 判断主体と判断の基準を明確にする <input type="checkbox"/> <u>被害児童生徒や保護者からの申立てがあった時は、必ず調査をする</u> <input type="checkbox"/> 重大事態ととらえなかった場合は、判断根拠を市町村教育委員会から県教育委員会に報告する
3	重大事態の発生報告（p5） ・学校は、速やかに設置者を通じて地方公共 ・ <u>市町村教育委員会は県教育委員会へ報告するものとする</u>	<input type="checkbox"/> 判断後、直ちに報告する <input type="checkbox"/> 教育委員会は教育委員に説明する <input type="checkbox"/> 報告内容は【参考様式1】を参照（例） ・学校名 ・学年 ・氏名 ・性別 ・事案の内容 ・学校の指導経過
4	調査組織の設置（p6） ・設置者は調査主体・組織を判断する ・公平性・中立性が確保された組織が、客観的な事実認定を行う。	<input type="checkbox"/> 調査主体の決定（設置者 or 学校） <input type="checkbox"/> 利害関係を有しない第三者の参加を図る <input type="checkbox"/> 学校は調査委員会の調査以前に、速やかに調査の準備を進める <input type="checkbox"/> 第三者調査委員会を設けた調査を実施しない場合について理解している
【調査及び中期対応】		
5	被害者等への調査方針の説明（p7～） ・「いじめはない」「学校に責任はない」と断定的に説明してはならない	<input type="checkbox"/> 調査の目的・目標を説明する <input type="checkbox"/> 調査組織の構成（公平性）について説明する <input type="checkbox"/> 調査のスケジュールを示す

	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速かつ丁寧に対応する ・被害者の心情を害する言動を慎む ・被害者等へ寄り添い、信頼関係を構築する 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 調査の定期報告を行うことを説明する <input type="checkbox"/> 調査事項・対象・方法について説明する <input type="checkbox"/> 調査方法については、被害者等から要望を聞き取り、調整する <input type="checkbox"/> 調査結果の提供について予め説明する <input type="checkbox"/> 外部に説明する際は、内容を事前に伝える <input type="checkbox"/> 加害者等に対しても説明をする・意見を聞く <input type="checkbox"/> 被害者とその家族のケアに努める
6	<p>調査の実施（p 10～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの実施について説明する ・可能な限り速やかに実施する ・情報提供した児童生徒を守ることを最優先にする ・調査の進捗等について被害児童生徒・保護者に経過報告を行う 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 文書管理規則等に基づき適切に保存する <input type="checkbox"/> 公平性・中立性が確保されている <input type="checkbox"/> 記録を被害者等に無断で廃棄しない <input type="checkbox"/> 被害者等に対して説明を拒むようなことがあってはならない <input type="checkbox"/> 関係資料の散逸防止に努める
7	<p>調査結果の説・公表（p 12～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長に報告する ・事前に示した方針に沿って被害児童生徒・保護者に調査結果を説明する 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 教育委員会会議で議題として取り扱い、総合教育会議においても議題として取り扱うことを検討する <input type="checkbox"/> 報告する際、被害者等は調査結果に係る所見を添えることができることを伝える <input type="checkbox"/> 調査結果は公表することが望ましい <input type="checkbox"/> 公表しない場合でも、再発防止に向け、他の児童生徒又は保護者に対して説明することを検討する
8	<p>個人情報保護（p 14）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報保護条例・情報公開条例等に従い、適切に判断する 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 個別の情報を開示するか否かは、条例等に照らして適切に判断する <input type="checkbox"/> 個人情報保護を盾に説明を怠らない
【再発防止及び長期対応】		
9	<p>調査結果を踏まえた対応（p 14）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の継続的なケアを行う ・再発防止策の検討を行う 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> スクールカウンセラー等の専門家を活用する <input type="checkbox"/> 加害者に対していじめの非に気付かせる <input type="checkbox"/> 就学校指定変更等、弾力的な対応を検討する
1	<p>地方公共団体の長等による再調査（p 15）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の長が必要があると認めるときは、再調査を行うことができる ・当初調査の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 地方公共団体の長は、再調査を行う必要があるか判断する <ul style="list-style-type: none"> ・調査時に知り得なかった事実が判明した ・十分な調査が尽くされていない ・公平性・中立性について疑義がある <input type="checkbox"/> 再調査を行った場合には、その結果を議会に報告しなければならない

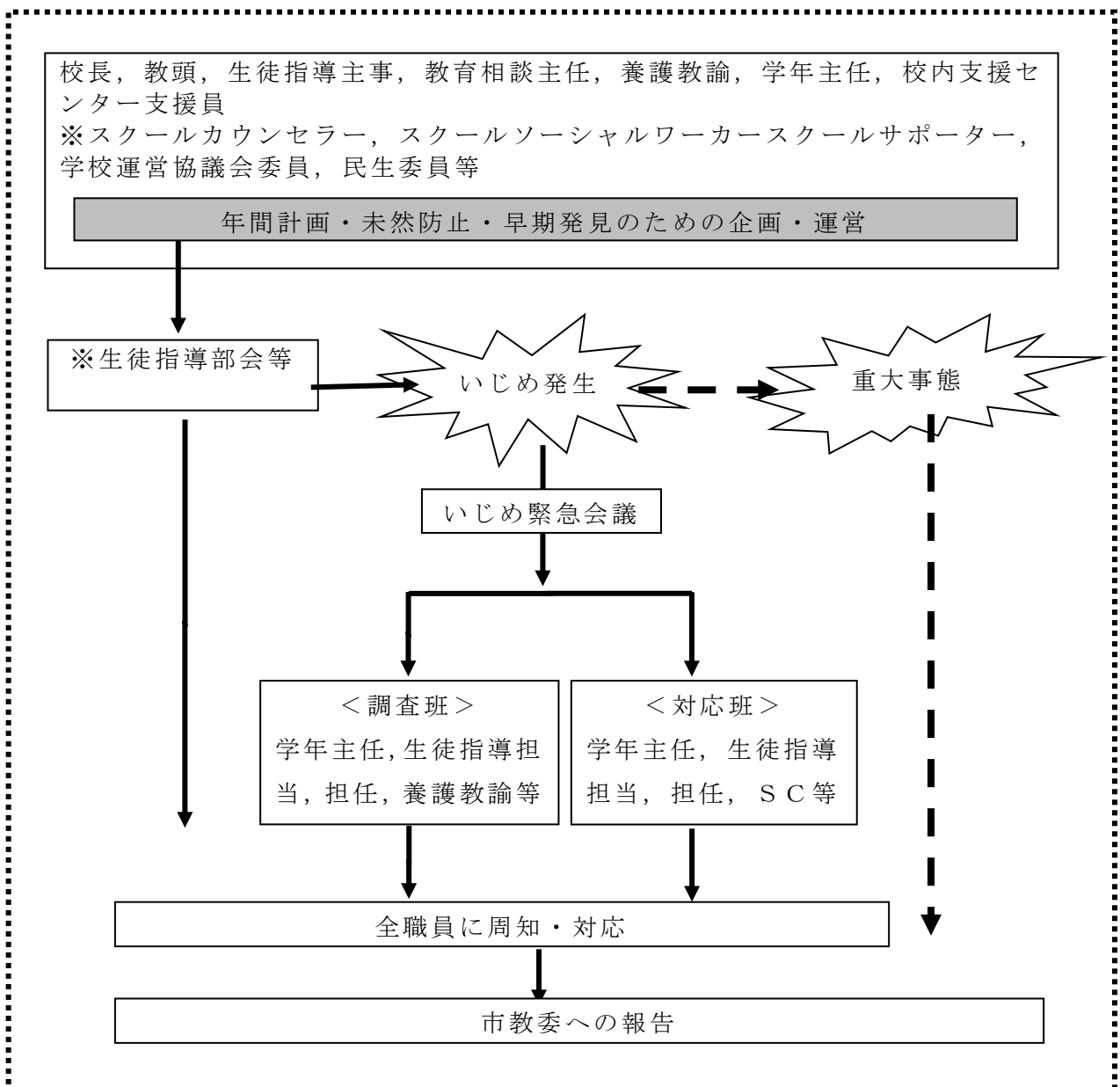
茨城県教育委員会「いじめ重大事態対応マニュアル」より

VI いじめ防止対策のための組織・年間計画

1 いじめ問題対策委員会の設置

- (1) いじめ問題対策委員会は、いじめ防止対策のための年間計画を作成し、未然防止・早期発見のための企画・運営を行う。
- (2) いじめ問題対策委員会は、未然防止・早期発見を目指し、定期的に開催する。
- (3) いじめ事案の発生時は、緊急会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成して早期対応を図る。
- (4) 重大事態の発生時は、速やかに市教委へ報告するとともに、関係機関と連携して対応する。
- (5) いじめ問題対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底する。
- (6) いじめ問題対策委員会は、学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて柔軟に見直しを行う。

<いじめ問題対策委員会組織>



2 いじめ防止指導計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ問題に取り組まねばならない。

<年間指導計画>

月	通年	学校行事	年 間 計 画		
			職員会議等	未然防止	早期発見
4	いじめ常時委員会・生徒指導部会（情報共有） ・いじめ緊急会議（事案発生時） ・市教委報告	○前期始業式 ○入学式 ○家庭確認 ○PTA総会 ○修学旅行（3年）	○いじめ対策委員会（方針、指導計画） ○職員会議（方針、指導計画の職員への周知）	○新入生を迎える会 ○部活動あいさつ運動	○家庭確認 ○いじめ実態把握調査
5		○体育祭 ○生徒総会 ○教育相談	○情報共有	○生徒総会 ○教育相談期間	○いじめ実態把握調査 ○教育相談期間
6		○校外学習（1年） ○市総合体育大会 ○校外学習（2年） ○授業参観		○市総体壮行会	○Q-Uテスト
7		○インターネット安全利用教室 ○三者面談			○いじめ実態把握調査
8			○いじめ対策校内研修		
9		○あいさつ運動 ○石岡のおまつり ○市新人体育大会	○情報共有	○おまつり事前集会 ○新人体育大会壮行会	○いじめ実態把握調査
10		○前期終業式 ○後期始業式 ○合唱コンクール ○薬物乱用防止教室		○合唱コンクール	○いじめ実態把握調査
11		○小中あいさつ運動 ○三者面談（3年） ○教育相談（1・2年）	○いじめ対策委員会（情報共有）	○小中あいさつ運動	○SOSチェックシート ○教育相談期間
12		○授業参観		○生徒会役員選挙	○いじめ実態把握調査 ○Q-Uテスト
1		○三者面談（3年） ○保護者面談（1・2年）		○生徒会任命式 ○教育相談期間	○いじめ実態把握調査
2		○学年末PTA	○いじめ対策委員会（次年度の課題把握）		○いじめ実態把握調査 ○教育相談期間
3		○3年生を送る会 ○卒業式 ○修了式		○3年生を送る会	○いじめ実態把握調査

資料 1

【いじめ早期発見チェックリスト（石岡市）】

★教職員チェックリスト

時系列	項目	チェック	児童生徒を見る観点
① 登校、朝の会	1	<input type="checkbox"/>	遅刻・欠席・早退などが増えた。
	2	<input type="checkbox"/>	朝の健康観察の返事に元気がない。
② 教科等の時間	3	<input type="checkbox"/>	教室には入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。
	4	<input type="checkbox"/>	学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。
	5	<input type="checkbox"/>	授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。
③ 休み時間	6	<input type="checkbox"/>	グループにいるときに、机を離されたり避けられたりする。
	7	<input type="checkbox"/>	休み時間に一人で過ごすことが増えた。
	8	<input type="checkbox"/>	遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣う。
④ 昼食・清掃時間	9	<input type="checkbox"/>	遊び仲間が変わった。
	10	<input type="checkbox"/>	給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。
	11	<input type="checkbox"/>	重い物や汚れたものを扱うことが多い。
⑤ 帰りの会、下校	12	<input type="checkbox"/>	清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。
	13	<input type="checkbox"/>	責任を押しつけられたり追及されたりすることが多い。
	14	<input type="checkbox"/>	帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとしな
⑥ 部活動、クラブ	15	<input type="checkbox"/>	練習の準備や後片付けを一人でしていることが多い。
	16	<input type="checkbox"/>	急に部活動をやめたいとかクラブを変わりたいと言
⑦ 学校生活全般	17	<input type="checkbox"/>	グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。
	18	<input type="checkbox"/>	本意でない係や委員にむりやり選出される。
	19	<input type="checkbox"/>	衣服の汚れや擦り傷等が見られる。
	20	<input type="checkbox"/>	持ち物や掲示物にいたずらや落書きをされる。
	21	<input type="checkbox"/>	持ち物がなくなったり壊されたりすることがある。

「チェックリスト」の活用方法

学級担任等が「チェックリスト」をもとに、気になる児童生徒を抽出し、教育相談を実施し、

★家庭用チェックリスト

(1) いじめられている子どものサインをキャッチ（被害の視点）

●日常生活の変化		
1	<input type="checkbox"/>	理由のはっきりとしない衣服の汚れや破れ、擦り傷やあざなどがある。
2	<input type="checkbox"/>	登校時になると、身体の不調を訴え登校をしづらくなった。
3	<input type="checkbox"/>	食欲が急に落ちる、寝つきが悪い、笑顔が減る。
4	<input type="checkbox"/>	意味なく夜更かしし、極端に寝起きが悪くなった。
5	<input type="checkbox"/>	死や非現実的なことに関する本やインターネットの情報に関心をもつようになった。
6	<input type="checkbox"/>	「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動を口にするようになった。
7	<input type="checkbox"/>	妙ににこにこしたり、気を遣いすぎたりすることが多くなった。
●持ち物の変化		
8	<input type="checkbox"/>	持ち物や勉強道具などがなくなったり、落書きされたりしている。
9	<input type="checkbox"/>	カッターナイフなどの刃物をカバンやポケットに入れている。
10	<input type="checkbox"/>	家庭から品物やお金を持ち出したり、必要以上に小遣いを要求したりするようになった。
●友人関係の変化		
11	<input type="checkbox"/>	親しかった友達が遊びに来なくなったり、遊びに行く回数が減ったりした。
12	<input type="checkbox"/>	電話に出たがらなかったり、友達の誘いを断ったりするようになった。
13	<input type="checkbox"/>	学校や友達に対する不平や不満を口にするが多くなった。
14	<input type="checkbox"/>	転校したい、学級をかわりたい、部活動をやめたいなどの話をするようになった。
●家族との関係の変化		
15	<input type="checkbox"/>	些細なことで怒ったり、家族に八つ当たりしたりするようになった。
16	<input type="checkbox"/>	家族との会話が減ったり、意図的に学校や友達の話題を避けたりするようになった。

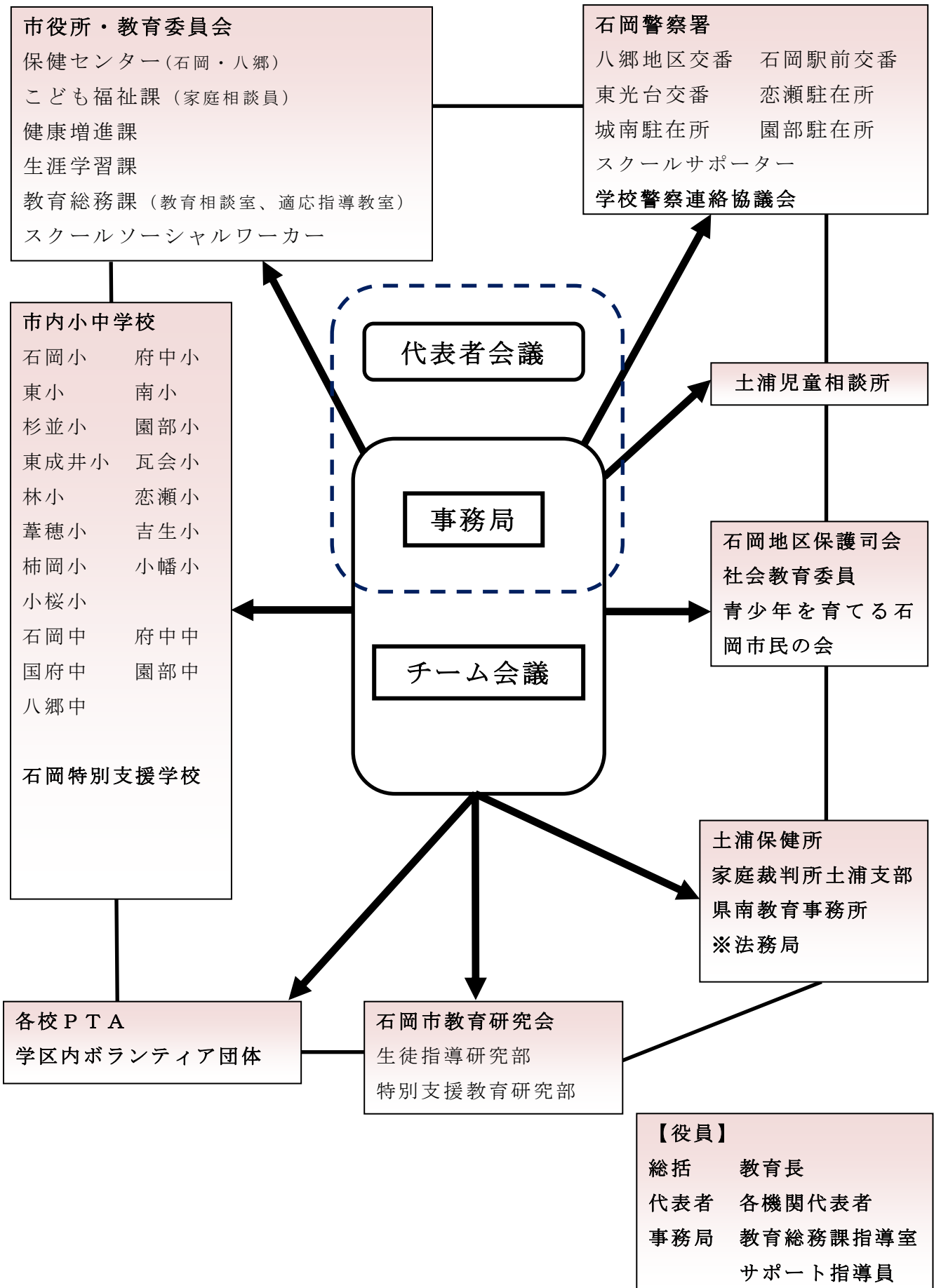
(2) いじめている子どものサインをキャッチ（加害者「の視点）

1	<input type="checkbox"/>	買ってあげていないものを持っている。
2	<input type="checkbox"/>	お金のつかい方が荒くなった。（おこづかい以上のお金をつかっている）
3	<input type="checkbox"/>	親の言うことを聞かなくなり、反抗的な態度をとるようになった。
4	<input type="checkbox"/>	親が自分の部屋に入るのを極端に嫌がるようになった。

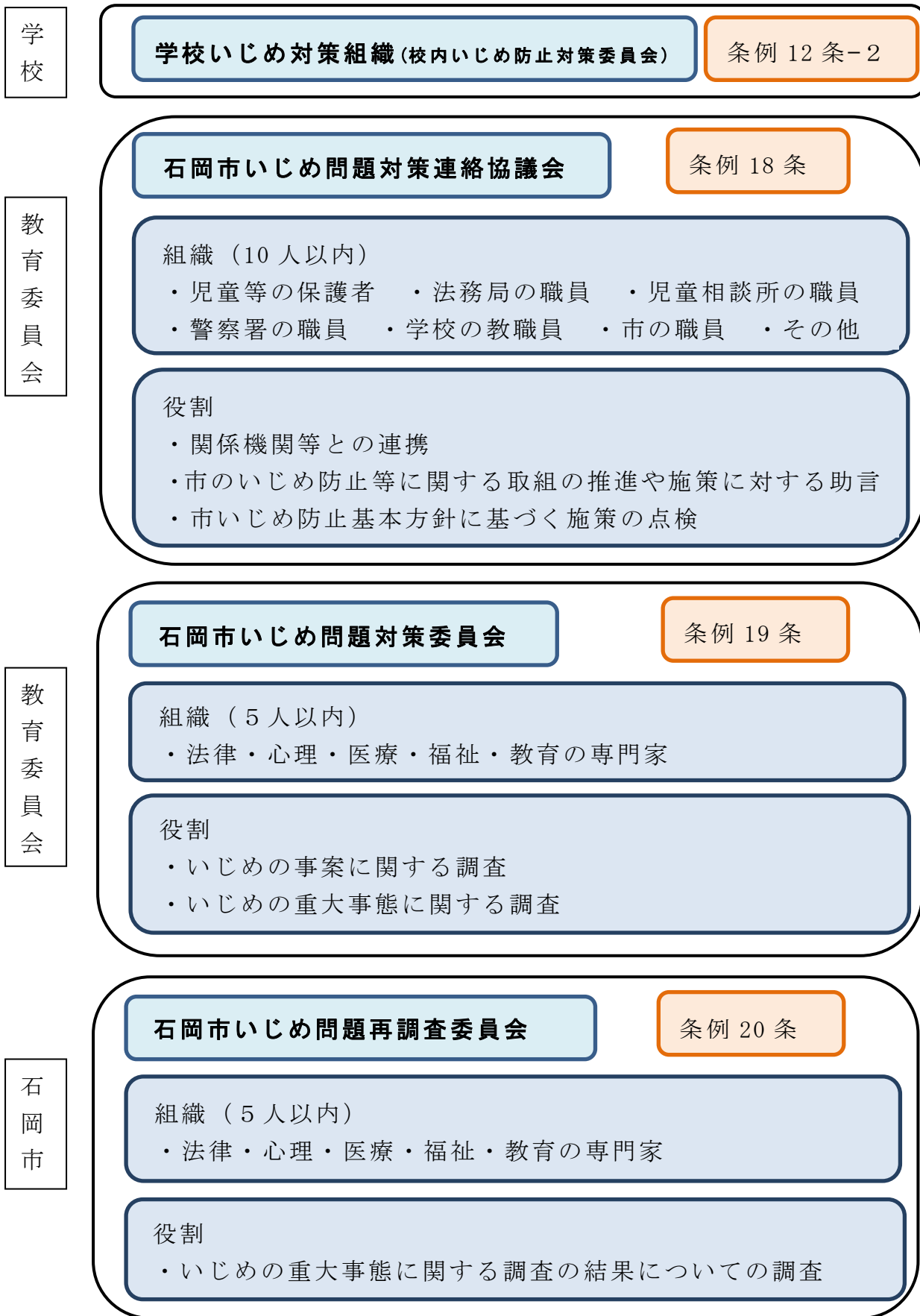
※項目の中には、思春期のどの子どもにも表れるものもあります。大切なことは、子どもの小さな変化を見逃さないことです。

資料2 石岡市いじめ防止等に係る関係機関(学校サポートチーム)組織図

※令和6年4月時点

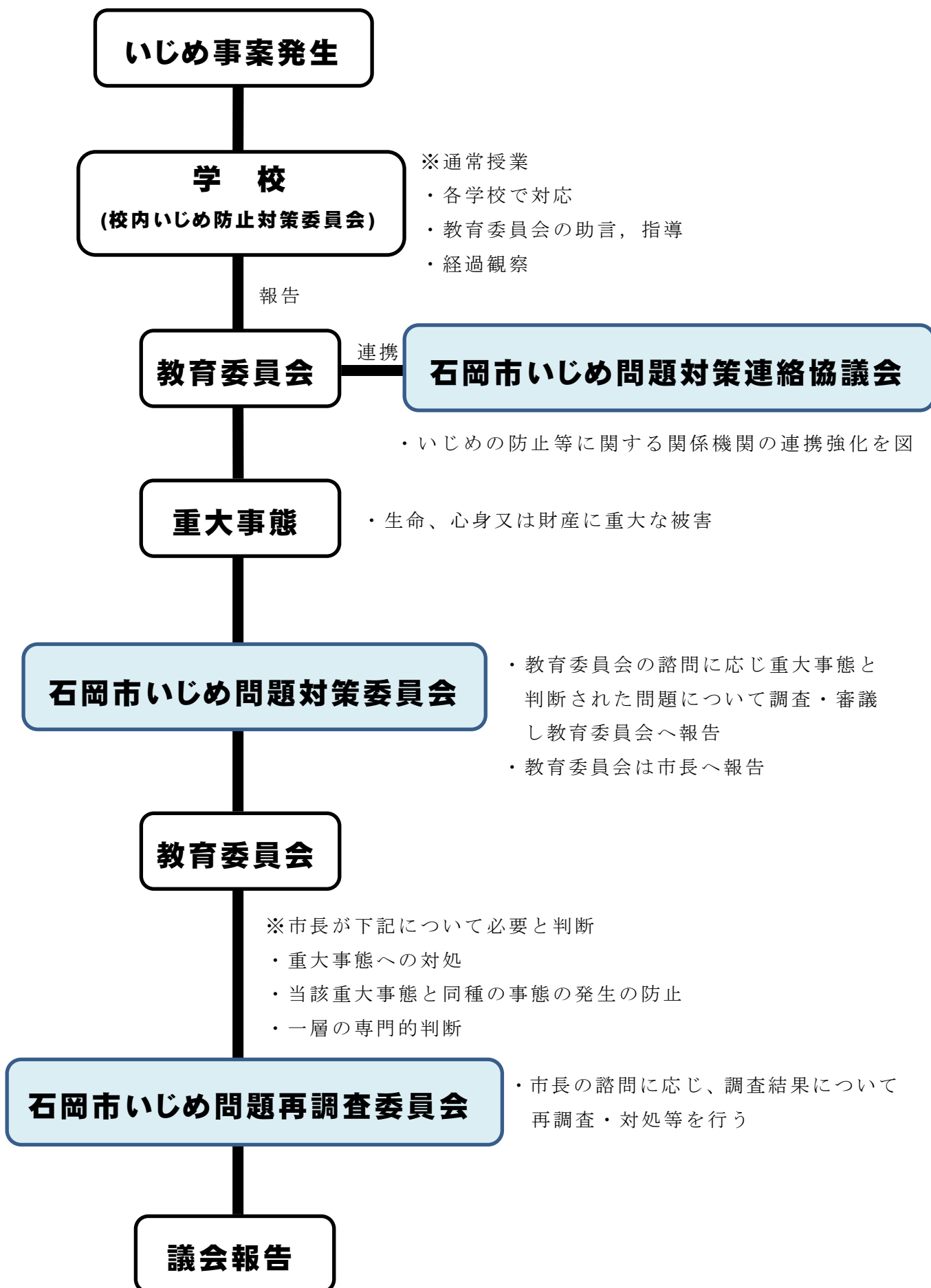


資料3 組織の設置イメージ



※ 上記イメージ図の 条例〇〇条 は、石岡市いじめ防止対策推進条例

資料4 石岡市いじめ問題対応等フロー図



資料5 相談機関一覧

✚ 学校内

- 「府中中学校 オンライン相談窓口」
→ GoogleForms を利用した相談窓口

✚ 学校外

- 「子どもホットライン」 TEL：029-221-8181
→ 24時間、毎日、電話での相談が可能。
- 「県南地区 いじめ・体罰解消サポートセンター」
TEL：029-823-6770
- 「いばらき子ども SNS 相談」
→ LINE を利用した相談窓口

